

岡山市敬老会開催等要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高齢者のこれまでの社会への功績をたたえ、その労をねぎらい、敬老の精神を養うとともに高齢者の誇りと生活への意欲を高めるため、岡山市内に居住する高齢者を対象として実施される敬老会の開催等に関する必要な事項を定めるものとする。

(敬老会の区分)

第2条 敬老会の区分は、次のとおりとする。

- (1) 合同敬老会（市内全域を単位として開催する敬老会をいう。）
- (2) 地区敬老会（岡山市役所支所及び地域センター設置条例（平成20年市条例第67号）別表に規定する北区役所建部支所、東区役所瀬戸支所及び南区役所灘崎支所の所管区域並びに北区役所津高地域センター及び北区役所足守地域センターの所管区域を単位として開催する敬老会をいう。）
- (3) 学区敬老会（おおむね小学校区（岡山市立の小学校、中学校及び義務教育学校の就学に関する規則（昭和30年市教育委員会規則第1号）第3条に規定する通学区域のうち別表第1小学校の欄に掲げる小学校区分ごとに、通学区域の欄に掲げる区域をいう。）を単位として開催する敬老会をいう。）

(敬老会の開催及び支援)

第3条 敬老会の開催及び支援は、次のとおりとする。

- (1) 合同敬老会は、岡山市、岡山市連合婦人会及び岡山市社会福祉協議会が、相互の連携の下で開催するものとする。
- (2) 地区敬老会及び学区敬老会は、岡山市連合婦人会、岡山市社会福祉協議会等が開催するものとする。
- (3) 岡山市連合婦人会及び岡山市社会福祉協議会は、その他の団体が行う敬老会の

開催を支援することができる。

(対象者)

第4条 敬老会の対象者は、岡山市内に居住する在宅の数え年80歳以上の高齢者とする。ただし、地区敬老会又は学区敬老会の実施にあっては、実施区域の実情により、岡山市内に居住する在宅の数え年70歳以上80歳未満の高齢者を参加させることができる。

(事業の内容)

第5条 敬老会で行う事業の内容は、日頃の労をねぎらい、敬老の精神を養うための式典の開催、演芸の実施、記念品の贈呈等とする。

(敬老会を開催しようとする者への支援)

第6条 市は、この要領の定めるところにより、市以外の者（団体に限る。）が行う敬老会の開催及び開催の支援について、別に定めるところにより、補助金を交付するものとする。

(経理)

第7条 敬老会の開催者は、開催に伴う収入及び支出の状況を常に明確にしておくとともに、関係帳簿及び証拠書類を補助事業完了後5年間保管しておくものとする。

(開催上の留意事項)

第8条 敬老会を開催しようとする者は、敬老会の開催に当たり、町内会、小学校、中学校、義務教育学校、公民館等の関係機関の理解と協力を得て密接に連絡をとり、その効率的な運営を図るものとする。

附 則

この要領は、平成17年7月25日から施行し、平成17年度に開催される敬老会から適用する。

附 則

この要領は、平成23年6月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年2月3日から施行する。